



退職や就職をした場合は保険証の切り替え手続きが必要です

☎【保険証】健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)49112
☎【保険税】 税務課 住民税係 ☎(232)4911

退職で会社の健康保険などを辞めたときや、就職で新たに会社の健康保険などに加入したときは、自分で保険証の切り替え手続きをしてください。

退職し、すぐに再就職をしない場合

① 社会保険などの任意継続をする※
保険者が定めた申請期限内に、加入していた健康保険へ申請をしてください。

※社会保険や共済組合の健康保険の加入期間が退職した日まで継続して一定以上であれば2年間継続できる場合があります。申請期限や手続方法など、詳しくは加入している社会保険などの保険者にお問い合わせください。

② 国民健康保険(国保)へ加入する

退職日から14日以内に健康・保険課または武蔵ヶ丘(西部)支所で届け出をしてください。

■ 必要書類
・退職した会社などからの「健康保険等資格喪失証明書」
・印鑑

・年金を受け取っている人は「年金証書」(年金手帳ではありません)

■ 注意事項

国保の加入日は、前の社会保険などの資格を喪失した日です。手続きが遅れると、国民健康保険税も資格の喪失日にさかのぼって課税されます。早めに手続きをしてください。

会社の健康保険証が交付された場合

○ 国保を離脱する
健康・保険課または武蔵ヶ丘(西部)支所で届け出をしてください。

■ 必要書類

・国民健康保険証(離脱する人の分)
・新しく交付を受けた「健康保険証(全頁分)」
・印鑑

■ 注意事項

国保を離脱するときには、必ず手続きが必要です。手続きが遅れると課税されたままになり、二重払いの恐れがあります。早めに手続きをしてください。



ひとり親家庭などへの手当・助成制度をご存じですか

☎ 子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)2202

ひとり親家庭などを対象にした手当や助成制度があります。

児童扶養手当制度

児童扶養手当は、父母の離婚などで児童を養育しているひとり親家庭の父または母などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給されます。

■ 対象者

次のいずれかに当てはまる児童を監護している父や母、両親に代わって児童を養育している人
・父母が離婚した後、父または母と別れて生活している児童
・父または母が死亡した児童
・父または母が障がいのある児童
・父または母が生死不明(1年以上)な児童

・父または母に遺棄(1年以上)されている児童
・父または母が拘禁(1年以上)されている児童
・母が未婚の状況で生まれた児童
※公的年金などを受けている場合は、支給されない場合があります。

■ 手当額

所得に応じて定められます。ただし、一部支給の所得制限額を超える場合や扶養義務者(対象者と同じ住所地に居住する対象者の直系血族)が所得制限額を超える場合は支給できません。詳しくはお問い合わせください。

ひとり親家庭等医療費助成制度

医療費の一部を助成することで、経済的・精神的負担を軽減し、福祉の向上を図ることを目的としています。所得の制限があります。

■ 助成範囲

国民健康保険や社会保険などで支払った一部負担金(付加給付控除後の3分の2を償還払いで助成します。※児童扶養手当とひとり親家庭等医療費助成制度の申請受付は子育て支援課で行います。武蔵ヶ丘(西部)支所ではできません。詳しくはお問い合わせください。

児童手当の手続きはお済みですか

児童手当を受給するには、対象になる児童の父または母などで、児童を養育している人(受給者)の申請が必要です。原則、公務員は自分の職場で、公務員以外の人は子育て支援課または武蔵ヶ丘(西部)支所で手続きを行ってください。

児童手当の手続きはお早めに

児童手当は、申請の手続きをした翌月分から受給することができます。里帰り出産などで、住所地以外の市町村に出生届を出した場合、住所地の市町村で児童手当の手続きが遅れることがあります。その場合、さかのぼって受給することはできませんのでご注意ください。

次のような場合は15日以内に手続きを行ってください。

■ 手続きが必要な場合

- ・児童が生まれた場合
- ・受給者、児童が住所を異動した場合
- ・受給者が公務員になった場合(※)
- ・受給者が公務員ではなくなった場合(※)
- ・新たに児童の養育をするようになった場合
- ・児童を養育しなくなった場合

- ・児童が死亡した場合
- ・受給者、児童の氏名を変更した場合
- ・児童と別居するようになった場合
- ・受取口座を変更したい場合(受給者名義の口座に限ります)

※独立行政法人や派遣で働いている人は町で申請の手続きを行ってください。

■ 必要書類 それぞれの場合で、必要な書類が違います。詳しくはお問い合わせください。

■ 問い合わせ

子育て支援課 子育て支援係
☎(232)2202



ただより高いものはない！ 催眠商法(SF商法)にご注意ください

催眠商法とは

催眠商法とは、販売員が巧みな話術で場を盛り上げながら、ただ同然で日用品などを配り、冷静な判断ができない雰囲気の中で高額な商品売り付ける商法です。販売会社を魅力的だと思い込ませて売り付けることもあります。

平成25年度中には熊本県内で22件の被害があり、町でも被害が確認されています。

被害に遭わないために

怪しげな会場に行かないこと・近づかないことが一番です。「ただより高いものはない」ということを忘れず、冷静に考えることが大切です。だまされて購入した場合でもクーリング・オフが適用されることがあります。困ったときはすぐに消費生活相談窓口にご連絡ください。

■ 問い合わせ

消費生活相談窓口(総合政策課)
☎(232)2112

消費生活相談員
田中愛美さん



コミュニティ助成事業で 杉並台コミュニティセンターが完成

コミュニティの健全な発展を図ることを目的としたコミュニティ助成事業で、杉並台自治会に杉並台コミュニティセンターが建設されました。同事業は、宝くじ社会貢献広報事業費を財源に財団法人自治総合センターが助成の決定を行うものです。

今後、このコミュニティセンターを核に杉並台自治会がますます活性化していくことが期待されます。



▲杉並台コミュニティセンター

■ 問い合わせ

総務課 総務法制係 ☎(232)2111

